

水道用高塩基度ポリ塩化アルミニウム購入仕様書 (泉浄水所)

(一 般)

第1条 本仕様書にて購入する水道用高塩基度ポリ塩化アルミニウム（以下「高塩基度PAC」という。）は、吹田市水道部において浄水処理用として使用するものである。

(関係法令等の遵守)

第2条 受注者は、高塩基度PACの納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

(品 質)

第3条 本仕様書に基づき納入する高塩基度PACは、次の品質規格に適合すること。

(1) 製品の品質が塩基度の規格項目を除き JWWA K 154 : 2005-2 に基づく試験方法（改正された場合、最新の試験方法によるものとする。）により試験された規格に適合すること。

塩基度の規格値は67%～75%とする。

(2) 「水道施設の技術的基準を定める省令」（令和2年3月25日付厚生労働省令第38号により一部改正）第1条第16号に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1を満たすこと。試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（最終改正令和2年3月30日薬生水発0330第1号）に基づくものとする。

上記が改正された場合は、新基準に基づき実施すること。

(品質の検査)

第4条 日本水道協会による水道用薬品認定登録品を納入すること。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類等を提出しなければならない。

2 受注者は、本市の指示により試料の採取を行い、これを本市に提出しなければならない。

3 納入した高塩基度PACが、前条の規格等に適合しない場合、受注者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽に残存している高塩基度PACと前条の規格等に適合しない高塩基度PACが混合した場合は、槽内全量を速やかに、かつ、水処理上支障のないように受注者の責任により取り替えるものとする。

(納入場所)

第5条 納入場所は、吹田市水道部泉浄水所（吹田市南吹田3丁目3番60号）とし、本市係員の指示する貯蔵槽に納入すること。

2 受注者は、納入に先立って本市係員に納入日時の指示を受け、その指示された日時に高塩基度PACを納入しなければならない。納入時間については、午前9時30分から午後4時までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。

3 受注者は、次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、本市の承認を得なければならない。

- (1) 納入に関する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）の経歴書
- (2) 薬品製造業者名及び運搬業者名
- (3) 運搬経路図
- (4) 計量証明事業登録証（質量）、計量器検査成績書（2年以内に発行されたものに限る。）の写し
- (5) 薬品の濃度、比重、温度の関係を示したものの
- (6) 発注時及び緊急時の連絡体制表
- (7) 納入手順書
- (8) 化学物質等安全データシート（MSDS）

4 受注者は、第3項第7号の納入手順書を、使用するタンクローリーの形式ごとに、本市係員と協議のうえ作成し、これに基づいて作業を行うものとする。

5 受注者は、納入の都度、次の書類を本市係員に提出すること。

- (1) 製品の製造元が発行する品質規格等が確認出来る成分分析表及び納品書（それぞれロット毎に発行されたものに限る。）また、分析表の横に規格値を併記すること。
- (2) 計量証明書（第3項第4号の計量証明事業登録証に記載されている計量所において計量したものに限る。）

6 取扱責任者は、納入に当たり、本市係員と受入装置、受入方法及びその他場内での危険防止のための注意事項等について協議を行い、納入従事者に指導教育を行わなければならない。なお、納入従事者は、指導教育及び訓練を受けた者で保護具等を必ず着用すること。

(購入予定数量)

第6条 高塩基度PAC購入予定数量は、230,000kg程度とする。

なお、処理水量、水質等の変動により、購入数量は変動する。

(1回の購入予定数量)

10,000kg程度

(契約期間)

第7条 契約期間は、令和5年4月28日から令和6年3月31日とする。

(疑義等の決定)

第8条 この仕様書に定めのない事項又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた場合は、本市及び受注者で協議のうえ決定する。